

離宮の水ブランド認証募集要項

I. 離宮の水ブランド認証制度とは

大阪府内で唯一、「名水百選」に選定されている水無瀬神宮の御神水「離宮の水」をブランド化し、地域経済の活性化、地元事業者の商品開発・販路開拓・販路拡大、観光振興を実現することを目的としています。

II. 離宮の水ブランド認証申請について

1. 認証対象

離宮の水を使用した商品、製品又は離宮の水を利活用したサービス及び活動とします。ただし、公序良俗に反するものは対象外とします。

※以下のような場合は、数種類の商品であっても、同一の商品群として認証することができます。

- 最終工程でフレーバーやトッピングが違う商品群
例) 離宮の水で作った氷のかき氷をベースに、異なるシロップやフルーツを添加して提供する場合
- 離宮の水を使った材料を同じ工程で使用した商品群
例) ベースに同じうどんダシを使い、異なる調味料や具材を添加して異なるうどんにして提供する場合

※以下のような場合は、同一の商品群とはならず、認証の対象になりません。

- 離宮の水を使った材料を、異なる商品群で使用
例) 「うどんだし類」で認証を受けた事業者が、離宮の水を使ったうどんダシをベースに、茶わん蒸しにして提供する場合

2. 申請資格

- (ア) 島本町内に生活の本拠を有する個人事業者であって、町税を完納しているもの
- (イ) 島本町内を本店所在地とする個人、法人又は団体若しくは島本町内に事業所を有する個人、法人又は団体であって、町税を完納しているもの
- (ウ) その他協議会が相当と認めるもの

3. スケジュール

審査会について 年2回開催(5月、11月を予定。予定は変動する場合あり)
募集について 申請書の受付は随時行っています。

各回の審査会の前月に締切り、それ以降に申請されたものについては次回の審査会の対象とします。

4. 離宮の水ブランド認証要綱・認証基準

別紙 離宮の水ブランド認証制度要綱・離宮の水ブランド認証基準をご参照ください。

5. 選考方法

認証審査は、離宮の水ブランド推進協議会が、認証基準に基づき審査、認証をします。

(内容) 書類審査・試食審査・プレゼンテーション・質疑応答

※プレゼンテーションは1事業所10分以内とし、以下の内容を含めてお話しください。

- ・商品の特徴や開発の経緯など
- ・離宮の水ブランドに応募した動機や今後の目標など

6. 申請に関する留意事項

(ア) 書類は返却いたしません。必ず申請者側で複写などをお取りください。

(イ) 申請品が認証された場合、申請者は、「離宮の水ブランド推進協議会」が実施するイベントなどで申請品を展示する可能性があることを事前に了承するものとします。

(ウ) 申請品が認証された場合、申請品の写真や説明文などを、離宮の水ブランドに関連するホームページや製作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了承し、その内容については、離宮の水ブランド推進協議会に一任するものとします。

7. 申請必要書類

申請の際は、必ず専用の様式により申請してください。

- ① 離宮の水ブランド認証申請書 (第1号様式)
- ② 申請者概要書 (第2号様式)
- ③ 町税完納を証する書類 (完納証明書)
- ④ 申請商品概要書 (第3号様式)
- ⑤ 離宮の水ブランド認証に係る誓約書 (第5号様式)
- ⑥ 申請商品等の写真または写真データ (プリントしたものまたはCD・DVD)
- ⑦ その他任意の書類 (カタログ・パンフレット等)

※申請書様式は、島本町商工会ホームページからダウンロード又は、島本町商工会へご請求ください。

8. 審査会時必要書類

- ① 商品サンプル1つ※必須（通常販売と同じ規格のもの）
- ② 試食用商品4名分※必須（試食用サイズ可）
- ③ プレゼン用資料※任意（印刷したものまたはデータで審査会3日前までに提出）

9. 申請先・お問い合わせ先

所定の申請用紙に必要事項を記入し、直接下記申請先に持参するか、郵送で応募してください。

〒618-0021 大阪府三島郡島本町百山4-1 島本町商工会

TEL：075-962-5112 FAX：075-962-0230

メールアドレス：shimasyo@silver.ocn.ne.jp

ホームページ：<http://shimamoto-sci.com/>

※申請書類関係はホームページからもダウンロードできます。